

令和8年度補装具（肢体不自由）判定実施日

月	日	場所	月	日	場所
4月	1日(水)	障害福祉センター	10月	7日(水)	障害福祉センター
	8日(水)	障害福祉センター		14日(水)	障害福祉センター
	15日(水)	障害福祉センター		21日(水)	八幡東区役所(※)
	22日(水)	障害福祉センター		28日(水)	障害福祉センター
5月	13日(水)	障害福祉センター	11月	4日(水)	障害福祉センター
	20日(水)	若松区役所(※)		11日(水)	障害福祉センター
	27日(水)	障害福祉センター		18日(水)	小倉南生涯学習センター(※)
6月	3日(水)	障害福祉センター		25日(水)	障害福祉センター
	10日(水)	障害福祉センター	12月	2日(水)	障害福祉センター
	17日(水)	八幡西生涯学習総合センター(※)		9日(水)	障害福祉センター
	24日(水)	障害福祉センター		16日(水)	戸畑区役所(※)
7月	1日(水)	障害福祉センター		23日(水)	障害福祉センター
	8日(水)	門司生涯学習センター(※)	1月	6日(水)	障害福祉センター
	15日(水)	障害福祉センター		13日(水)	障害福祉センター
	22日(水)	障害福祉センター		20日(水)	障害福祉センター
8月	5日(水)	障害福祉センター		27日(水)	障害福祉センター
	12日(水)	障害福祉センター	2月	3日(水)	障害福祉センター
	19日(水)	八幡西生涯学習総合センター(※)		10日(水)	障害福祉センター
	26日(水)	障害福祉センター		17日(水)	八幡西生涯学習総合センター(※)
9月	2日(水)	障害福祉センター		24日(水)	障害福祉センター
	9日(水)	障害福祉センター	3月	3日(水)	障害福祉センター
	16日(水)	障害福祉センター		10日(水)	障害福祉センター
				17日(水)	障害福祉センター
				24日(水)	障害福祉センター

受付時間：13:00～14:00

余裕をもって13:30までにお越しください。

(※)は巡回相談実施日

各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー

- 門司区役所 ☎ 321-4800
- 小倉北区役所 ☎ 582-3430
- 小倉南区役所 ☎ 952-4800
- 若松区役所 ☎ 751-4800
- 八幡東区役所 ☎ 671-4800
- 八幡西区役所 ☎ 645-4800
- 戸畑区役所 ☎ 881-4800

北九州市立障害福祉センター

(保健福祉局地域リハビリテーション推進課)

北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
(総合保健福祉センター3階)
☎ 522-8724



業者名	担当者	連絡先

作成：北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課(R8.3)

障害者総合支援法で作製する補装具について ～相談から支給までの流れ～

相 談



区役所

居住地の区役所保健福祉課に補装具の作製（修理）について相談

- 必要な書類や手続きの流れについて説明を受けてください。
- 既に作製・修理された補装具の費用を遡って支給することはできませんのでご注意ください。
- 種目によって北九州市立障害福祉センターでの判定（来所判定又は書類判定）が必要となります。

■ 来所判定の場合

判定予約・申請



区役所

- 区役所保健福祉課を通じて、障害福祉センターの判定予約を取ってください。
- 判定前に補装具費の支給申請手続きを行ってください。

【判定予約日時】

年 月 日（水）13:00～14:00

来所判定



障害福祉センター

- 判定予約日時に障害福祉センター（小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター3階）に来所してください。
- 使用中の義肢・装具をご持参ください。

支給決定



- 区役所保健福祉課から本人宛に支給決定通知書が送付されます。（自己負担額の記載あり）
- 同時に、補装具製作者には支給券が送付されます。
- 決定通知書が届いたら、補装具製作者に連絡をしてください。

仮合わせ・適合判定



障害福祉センター

- 障害福祉センターでの来所判定が必要です。
- 日程調整は補装具製作者と行ってください。

■ 書類判定の場合

必要書類の準備・申請



医療機関

- 意見書を記載できる医師には条件がありますのでご注意ください。（意見書下欄参照）
- 意見書作成に係る費用については医療機関にお尋ねください。

【必要書類】※申請内容により必要な書類が異なります。

- ☐ 意見書 ☐ 処方箋 ☐ 見積書
- ☐ 補装具製作図面 ☐ 特例補装具調査票



区役所

- 区役所保健福祉課に準備した書類を持参し、補装具費の支給申請手続きを行ってください。

書類判定

- 種目や内容によって、障害福祉センターで書面による医学的判定を行います。

仮合わせ・適合判定



医療機関

- 医療機関で仮合わせ、適合確認をします。
- 意見書記載医師による適合意見書と写真にて書面による適合判定を行います。（補装具製作者が行います）

納品・自己負担額の支払

- 義肢・装具がきちんと作製されていることを確認し、支給券に受領の署名をしてください。
- 自己負担がある場合は補装具製作者に直接お支払いください。